

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	障がい者支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、障がい者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者支援に関する事務
②事務の概要	(別添1)参照
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 自立支援システム 3. 伝送通信ソフト 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 宛名管理システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 加古川オンライン申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表(8、9、20、21、22、50、51、67、117の項) ※1 番号法別表の20の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表省令」という。)第11条の事務処理者は都道府県知事とされているが、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)の規定により加古川市が処理する。 ※2 番号法別表の22の項及び別表省令の第14条の事務処理者は都道府県知事とされているが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)の規定により加古川市が処理する。 ※3 番号法別表の8、50の項及び別表省令の7条、第24条の5の事務処理者は都道府県知事とされているが、兵庫県療育手帳制度要綱の規定により加古川市が処理する。 (2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1(2、4、8、9、10、12の項) 別表第2(1、3、8、14、16、18、22、23、24、26の項) ②番号利用条例施行規則 ・第2条、第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第17条、第19条、第24条、第30条、第32条、第34条、第38条、第39条、第40条、第42条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(11、13、15、16、19、20、29、37、42、75、80、81、125、144、155の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(14、15、16、37、75、92、93、119、144、145、146の項) ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 福祉部 障がい者支援課 管理係 079-427-9372
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務等における申請情報や本人情報をデータベースに入力する際はダブルチェックを行っている。また、特定個人情報を含む書類等は施錠できるキャビネット等に保管することを徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・システム操作記録を、ユーザ単位で記録しており、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	1 障害福祉サービス等支給関係事務 2 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)関係事務 3 自立支援医療(育成医療及び更生医療)関係事務 4 補装具費支給及び日常生活用具給付関係事務 5 特別障害者手当等給付関係事務 6 地域生活支援事業給付(移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、更生訓練費)関係事務	(別添1)により詳細に記載。	事前	-
平成28年1月28日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(別添1)内 1 ③ 請求内容をシステムへ入力及び審査し、給付費を支給。	(別添1)内 1 ③ 請求内容をシステムへ取込み及び審査し、給付費を支給。	事後	-
平成28年1月28日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(別添1)内 7 (1) ③ 請求内容をシステムへ入力及び審査し、給付費を支給。	(別添1)内 7 (1) ③ 請求内容をシステムへ取込み及び審査し、給付費を支給。	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、別表第一省令という)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるものとされているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第一 (8、11、12、14、34、47、84の項) (2)別表第一省令 ・第29条 (3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 (8、11、12、14、34、47、84の項) (2)別表第1省令 ・第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、 第38条、第60条 ※1 番号法別表第1の11の項及び別表第1省令の第11条の事務処理者は都道府県知事とされているが、身体障害者福祉施行令(昭和25年政令第78号)の規定により加古川市が処理する。 ※2 番号法別表第1の14の項及び別表第1省令の第14条の事務処理者は都道府県知事とされているが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)の規定により加古川市が処理する。 (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1 (1、2、4、8、9、10、11、12の項) 別表第2(1、3、8、14、16、18、22、23、24、25、26の項) ②番号利用条例施行規則 ・第2条、第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第17条、第19条、第24条、第30条、第32条、第34条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事前	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第二(10、11、12、16、19、25、26、56の2、57、67、68、69、85、87、88、108、109、110、116の項) (2) 別表第二省令 ・第9条、第10条、第12条、第14条、第18条、第19条、第30条、第31条、第38条、第44条、第55条 (3) ①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2(10、11、12、16、19、20、26、53、56の2、57、67、68、69、85、87、108、109、110、116の項) (2) 別表第2省令 ・第9条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第38条、第44条、第55条 (3) 番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1(1、4、8、9、10、11、12の項) ③番号利用条例施行規則 ・第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条	事前	－
平成28年8月29日	I－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	(別添1) 2 身体障害者手帳の交付等に関する事務 別表第一 11の項 4 別表第一 14の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に従い、診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務を行う。事務の概要は以下のとおり。 (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に従い、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務を行う。具体的には以下のとおり。 7 (2) 自立支援医療費(更生医療及び育成医療)の支給等に関する事務 (3) 自立支援医療(精神通院)受給者証の交付等に関する事務 (7) 自動車改造費助成関係事務 (8) 自動車運転免許取得費助成関係事務 8 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 9 児童補聴器購入費等助成事業 11 重度心身障害者(児)介護手当支給事業 12 グループホーム利用者家賃負担軽減事業 13 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	(別添1) 2 別表第一 11の項 4 別表第一 14の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に従い、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務を行う。事務の概要は以下のとおり。 以下に掲げる事務内容の「具体的には以下のとおり。」等の表現を「事務の概要は以下のとおり。」という表現に統一。 7 (2) 自立支援医療費(更生医療及び育成医療)の支給等に関する事務 (3) 自立支援医療(精神通院)受給者証の交付等に関する事務 (7) 自動車改造費助成関係事務 (8) 自動車運転免許取得費助成関係事務 8 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 9 児童補聴器購入費等助成事業 11 重度心身障害者(児)介護手当支給事業 12 グループホーム利用者家賃負担軽減事業 13 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	事後	－
平成28年8月29日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	－
平成28年8月29日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2(10、11、12、16、19、20、26、53、56の2、57、67、68、69、85、87、108、109、110、116の項) (2) 別表第2省令 ・第9条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第38条、第44条、第55条 (3) 番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1(1、4、8、9、10、11、12の項) ③番号利用条例施行規則 ・第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(8、9、11、12、15、16、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(10、11、12、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項) (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 【情報照会の根拠】 ・第9条、第10条、第14条、第27条、第38条、第55条 (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1(1、4、8、9、10、11、12の項) ③番号利用条例施行規則 ・第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条	事後	－

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月9日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(別添1) 1 別表第一 8の項 児童福祉法に従い、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供及び費用の徴収に関する事務を行う。事務の概要は以下のとおり。 ① 申請又は届出内容をシステムへ入力。 ② 申請については内容を審査し結果をシステムに入力のうえ、申請者へ通知及び認定した場合は受給者証を交付。 ③ 請求内容をシステムへ取込み及び審査し、給付費を支給。 ④ 障害福祉サービス、障害児通所支援等の措置等に要した費用の全部又は一部を徴収	(別添1)1 別表第一 8の項 児童福祉法に従い、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供及び費用の徴収に関する事務を行う。事務の概要は以下のとおり。 ① 申請又は届出内容をシステムへ入力。 ② 申請については内容を審査し結果をシステムに入力のうえ、申請者へ通知及び認定した場合は受給者証を交付。 ③ 国保連において、サービス事業所等から、請求書、請求明細書等の請求情報等を受領し、事業所、市町村、サービス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。請求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の確認を行う。これらの確認結果により、当該請求書を「支払」、「返戻」のいずれかに決定を行う。事業所等への給付費等の支払を行う。高額障害福祉サービス等給付費等の事務に個人番号を利用し、当市の障害福祉サービス・障害児(通所・入所)支援・補装具など複数サービスや、障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。請求内容を当市へ送付する。 ④ 請求内容をシステムへ取込み及び審査し、給付費を支給。 ⑤ 障害福祉サービス、障害児通所支援等の措置等に要した費用の全部又は一部を徴収	事後	－
平成29年3月9日	I－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	(別添1) 7 別表第一 84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。事務の概要は以下のとおり。 (1)障害福祉サービス等給付費支給事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用者の情報を管理するとともに、それに基づく障害福祉サービスや障害児通所支援等の給付費等の算定、給付管理を行う。事務の概要は以下のとおり。 ① 申請又は届出内容をシステムへ入力。 ② 申請については内容を審査し結果をシステムに入力のうえ、申請者へ通知及び認定した場合は受給者証を交付。 ③ 請求内容をシステムへ取込み及び審査し、給付費を支給。	(別添1) 7 別表第一 84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。事務の概要は以下のとおり。 (1)障害福祉サービス等給付費支給事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用者の情報を管理するとともに、それに基づく障害福祉サービスや障害児通所支援等の給付費等の算定、給付管理を行う。事務の概要は以下のとおり。 ① 申請又は届出内容をシステムへ入力。 ② 申請については内容を審査し結果をシステムに入力のうえ、申請者へ通知及び認定した場合は受給者証を交付。 ③ 別表第一8の項③に同じ。 ④ 請求内容をシステムへ取込み及び審査し、給付費を支給。	事後	－
平成29年3月9日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 自立支援システム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 宛名管理システム 5. 統合宛名システム 6. 中間サーバー	1. 障害福祉システム 2. 自立支援システム 3. 伝送通信ソフト 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 宛名管理システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー	事前	－
平成29年5月24日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)	事後	－
平成29年5月24日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	障がい者支援課長 植田 耕平	障がい者支援課長 神戸 生也	事後	－
平成29年5月24日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	障がい者支援課長 神戸 生也	削除	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	課長	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	－

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われる場合のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の種類-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の種類-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分である	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(3) 番号法②番号利用条例・第3条 第1項及び第2項 別表第1(1)	削除	事後	
令和2年9月30日	II しきい値判断項目-1. 対象人数-計数の日付	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年9月30日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-計数の日付	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(別添1)内 7 (6)地域生活支援事業給付(移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、更生訓練費)関係事務	(別添1)内 7 (6)地域生活支援事業給付(移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス)関係事務	事後	
令和3年9月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(省略)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、第9号	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和3年9月14日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先-請求先部署	加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担当	加古川市役所 総務部 総務課	事後	-
令和4年7月25日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(別添1)内 (新規) 1 別表第一 8の項 (省略) 2 別表第一 11の項 (省略) 3 別表第一 12の項 (省略) 4 別表第一 14の項 (省略) 5 別表第一 34の項 (省略) 6 別表第一 47の項 (省略) 7 別表第一 84の項 (省略) 8 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 (省略)	(別添1)内 1 別表第一 7の項及び33の3の項 児童福祉法及び知的障害者福祉法に基づく兵庫県療育手帳制度要綱に従い、療育手帳の交付等に関する事務を行う。 事務の概要は以下のとおり。 ① 申請又は届出内容をシステムへ入力し、兵庫県へ進達。 ② 申請については兵庫県の審査結果をシステムに入力し、申請者へ通知。 ③ 療育手帳を交付。 2 別表第一 8の項 (省略) 3 別表第一 11の項 (省略) 4 別表第一 12の項 (省略) 5 別表第一 14の項 (省略) 6 別表第一 34の項 (省略) 7 別表第一 47の項 (省略) 8 別表第一 84の項 (省略) 9 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 (省略)	事後	
令和4年7月25日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	9 児童補聴器購入費等助成事業 (省略) 10 重度障害者(児)福祉タクシー助成事業 (省略) 11 重度心身障害者(児)介護手当支給事業 (省略) 12 グループホーム利用者家賃負担軽減事業 (省略) 13 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業 (項目削除) 14 自立支援医療費(更生医療又は育成医療)自己負担額助成事業 (省略) 15 兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務 (省略)	10 児童補聴器購入費等助成事業 (省略) 11 重度障害者(児)福祉タクシー助成事業 (省略) 12 重度心身障害者(児)介護手当支給事業 (省略) 13 グループホーム利用者家賃負担軽減事業 (省略) 14 自立支援医療費(更生医療又は育成医療)自己負担額助成事業 (省略) 15 兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務 (省略)	事後	-
令和4年7月25日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 (8、11、12、14、34、47、84の項) (2)別表第1省令 ・第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 (新規) (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1 (1、2、4、8、9、10、11、12の項)	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 (7、8、11、12、14、33の3、34、47、84の項) (2)別表第1省令 ・第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条 ※3 番号法別表第1の7、33の3の項及び別表第1省令の7条、第24条の5の事務処理者は都道府県知事とされているが、兵庫県療育手帳制度要綱の規定により加古川市が処理する。 (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1 (2、4、8、9、10、12の項)	事後	-
令和4年7月25日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 【情報照会の根拠】 ・第9条、第10条、第14条、第27条、第38条、第55条	(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第7条、第8条、第10条、第10条の2、11条の2、第12条、13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I-3. 個人番号の利用－法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。）、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができる」とされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができる」とされているもの	事後	
令和7年1月10日	I-3. 個人番号の利用－法令上の根拠	(1) 番号法 ・第9条第1項 別表1（7、8、11、12、14、33の3、34、47、84の項） (2) 別表第1省令 ・第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条 ※1 番号法別表第1の11の項及び別表第1省令の第11条の事務処理者は都道府県知事とされているが、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の規定により加古川市が処理する。 ※2 番号法別表第1の14の項及び別表第1省令の第14条の事務処理者は都道府県知事とされているが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の規定により加古川市が処理する。 ※3 番号法別表第1の7、33の3の項及び別表第1省令の7条、第24条の5の事務処理者は都道府県知事とされているが、兵庫県療育手帳制度要綱の規定により加古川市が処理する。 (3) 番号法 ・第9条第2項 ① 番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1（2、4、8、9、10、12の項） - 別表第2（1、3、8、14、16、18、22、23、24、25、26の項） ② 番号利用条例施行規則 ・第2条、第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第17条、第19条、第24条、第30条、第32条、第34条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	(1) 番号法 ・第9条第1項 別表（8、9、20、21、22、50、51、67、117の項） ※1 番号法別表の20の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表省令」という。）第11条の事務処理者は都道府県知事とされているが、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の規定により加古川市が処理する。 ※2 番号法別表の22の項及び別表省令の第14条の事務処理者は都道府県知事とされているが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の規定により加古川市が処理する。 ※3 番号法別表の8、50の項及び別表省令の7条、第24条の5の事務処理者は都道府県知事とされているが、兵庫県療育手帳制度要綱の規定により加古川市が処理する。 (2) 番号法 ・第9条第2項 ① 番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1（2、4、8、9、10、12の項） - 別表第2（1、3、8、14、16、18、22、23、24、26の項） ② 番号利用条例施行規則 ・第2条、第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第17条、第19条、第24条、第30条、第32条、第34条、第38条、第39条、第40条、第42条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができる」とされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携② 法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 (8、9、11、12、15、16、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 (10、11、12、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項) (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第7条、第8条、第10条、第10条の2、11条の2、第12条、13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ① 委員会規則 ・第2条 ② 番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1 (4、8、9、10、11、12の項) ③ 番号利用条例施行規則 ・第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表 (11、13、15、16、19、20、29、37、42、75、80、81、125、144、155の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表 (14、15、16、37、75、92、93、119、144、145、146の項) ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	(新規)	適用していない	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 人出を介在させる作業	(新規)	十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務等における申請情報や本人情報をデータベースに入力する際はダブルチェックを行っている。また、特定個人情報を含む書類等は施錠できるキャビネット等に保管することを徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である (判断の根拠) ・業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・システム操作記録を、ユーザ単位で記録しており、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。	事後	